

あなたのおつちは大丈夫？
木造家屋などの耐震化を
支援します

市建築指導課

木造住宅無料耐震診断

市民の皆さんが現在住んでいる住宅が、地震に対して安全かどうか、耐震診断員を派遣して無料で診断します。

対象となる建築物 市内において、次の①～⑤のすべての条件に該当する建築物

- 昭和56年5月31日以前に着工され、現在完成しているもの
- 延べ面積の半分以上が住宅として使われているもの
- 2階建て以下で、延べ面積が300㎡(約9坪)以下のもの
- 木造で軸組工法(在来工法)のもの

※枠組壁工法(ツーバイフォー工法など)や、丸太組構法の住宅は対象になりません。

⑤大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの

申込できる人 診断を希望する建築物の所有者(申込は1人につき1棟まで)

募集棟数 40棟(先着順)
申込開始日 7月8日(火)

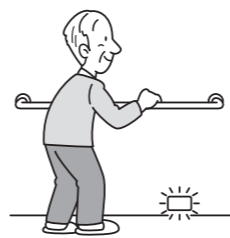
申込方法 市建築指導課(市役所2階)にある耐震診断実施申込書に必要事項を記入し、建築年月日が分かる書類(確認申請書副本、固定資産税課税明細書の写しなど)とともに同課窓口に提出してください。なお、申込書は、彦根市ホームページからダウンロードできます。

木造住宅
耐震・バリアフリー改修支援事業

木造住宅耐震診断を受けた結果、上部構造評点が0.7未満の住宅については、耐震改修工事を勧められています。この耐震改修工事や、これにともない高齢者などが避難がしやすいバリアフリー改修工事を行うときにその費用の一部を補助します。戸数に限りがあります。詳しくはお問い合わせください。

補助金額 補助対象経費が100万円を超える工事について、該当する補助対象経費の10分の1の額(上限は50万円)

工事完了期限 平成21年3月31日(火)必ず、工事契約前に補助金の申請をし、交付決定を受けてください。



既存住宅住宅

耐震リフォーム支援事業

昭和56年5月31日以前に建築され、耐震診断を受けた既存住宅(延べ面積の半分以上が住宅として使われているもの)で、次に該当する工事をするときに、その費用の一部を補助します。

戸数に限りがあります。詳しくはお問い合わせください。

①既存住宅を耐震補強し、補助対象経費が30万円を超える工事

・木造(在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法)の上部構造評点等が0.7以上1.0未満のもの

・上部構造評点を1.0以上に引き上げる耐震補強工事をするもの

・その他の構造の場合は構造耐震指標が0.6未満のもので、構造耐震指標を0.6以上に引き上げる耐震補強工事をするもの

補助金額 補助対象経費の10分の1の額(上限は50万円)

②既存住宅の1階部分を耐震補強し、補助対象経費が30万円を超える工事

・地上階数が2以下の木造建築物について、上部構造評点等が0.7未満のもので、木造の建築物の1階部分における上部構造評点を1.0以上に引き

上げる耐震補強工事をするもの

補助金額 補助対象経費の10分の1の額(上限は30万円)

③既存住宅内部に耐震シェルターなどを設置する工事(一時的に避難する安全な空間が確保できるもの)で、補助対象経費が30万円を超える工事

・木造(在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法)の上部構造評点等が0.7未満のもの

・その他の構造の場合は構造耐震指標が0.6未満のもの

補助金額 補助対象経費の10分の1の額(上限は30万円)

④既存住宅に耐震ベッドなど耐震設備を設置する工事(倒壊しても安全な空間が確保できると認められる設備)で、補助対象経費が10万円を超える工事

・木造(在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法)の上部構造評点等が0.7未満のもの

・その他の構造の場合は構造耐震指標が0.6未満のもの

補助金額 3万円(定額)

工事完了期限 平成21年3月31日(火)必ず工事契約前に補助金の申請をし、交付決定を受けてください。



琵琶湖ルールの広めよう券事業は終了しました

琵琶湖再生課琵琶湖レジャー対策室

滋賀県では、琵琶湖の豊かな生態系などを取り戻すために、「琵琶湖ルール」を定め、プレジャーボートの航行水域の遵守、従来型2サイクルエンジンの使用禁止、外来魚のリリース禁止などを進めてきました。また、「琵琶湖ルール」を広め、定着させるために、平成15年度から、毎年夏に、釣り人が持ち込んだ外来魚と引き換えに、「琵琶湖ルールひろめよう券」を配付してきました。

この配付事業は、今年3月で終了しました。今後、釣り上げた外来魚は、お近くの外来魚回収ボックス・いけすに入れていただくようお願いいたします。

問い合わせ先 琵琶湖再生課琵琶湖レジャー室 ☎077-528-3485番、FAX 077-528-4847番

8月1日(金)から、部屋番号が住所の一部として表示されます

市市民課

住民票は、住民の居住関係を公に証明するものです。昨今のマンション・アパートなどの集合住宅の増加によって、居住者の住所について、部屋番号などを住民票に表示することが必要になってきました。そこで、8月1日から、アパートなどの部屋番号を、住所の一部として取り扱います。

彦根市では、これまで、大規模中高層住宅については、住所の一部に部屋番号を表示していましたが、今後は、これをすべての集合住宅に拡大し、8月1日の、転入・転居の届出から、部屋番号を住所の一部に記載します。

なお、すでに居住している人は、そのままでは部屋番号は記載されません。すでに居住している人で、住所の一部に部屋番号の表示を希望する人は、市市民

〈住民票に表示される部屋番号のイメージ〉

住民票	
氏名	彦根 太郎
住所	元町4番2-A-101号
本籍地	滋賀県彦根市
前住所	彦根市元町4番2号 彦根アパートA棟101号室
転出先	彦根市元町4番2号 彦根アパートA棟101号室
転出確定地	彦根市元町4番2号 彦根アパートA棟101号室
備考	

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。
平成20年7月1日 滋賀県彦根市長 難山向洋

課、支所、各出張所までお申し出ください。(申出用紙は各窓口にあります)

同居人、または同一世帯でない人が手続きをする場合には、当該世帯主の委任状が必要になります(上図)。委任状の様式は、彦根市ホームページにも掲載しています。

なお、部屋番号を住所の一部として取り扱うことにより、同じ住所(建物)であっても、部屋番号が変わった場合は、転居の届出が必要になります。また、顔写真付の住民基本台帳カードをお持ちの方は、カードに記載されている住所を変更しますので、カードもお持ちください。

問い合わせ先 市市民課 ☎30-6111番、FAX 22-10980番

7月は青少年の非行防止に取り組む強調月間です

昨年1年間の、彦根市の少年非行の状況は、刑法犯・特別法犯少年が98人でした。内訳は、例年と同じように万引きが最多で、全体の約54.1%を占めています。

彦根市では、少年センターや青少年指導員が街頭巡回補導をしているほか、青少年育成市民会議

やPTAなどが、初発型非行防止パトロールを推進しています。皆さんも家庭や地域から、青少年の非行防止への取組を始めてください。

問い合わせ先 困子ども青少年課 ☎23-9590、FAX 26-1768



第58回社会を明るくする運動 標語と作文 特選作品紹介



【標語・小学生】

塚本健太さん(旭森小6年)

「ありがとう」

みんなをつなぐ

”愛“言葉

【標語・中学生】

田口真央さん(稲枝中2年)

食卓を

家族みんなで

囲もうよ

【標語・一般】

佐古徳子さん(地藏町)

子は見てる

親の身勝手

非常識

【作文・中学生】

和奈さん(県立河瀬中1年)

「大切な友達」

問い合わせ先 困子ども青少年課 ☎23-9590番、FAX 26-17680番